

事 業 主 様
事務ご担当者 様

神奈川県建設業健康保険組合

被扶養者資格の確認調査実施のお知らせ

平素より、当健康保険組合の事業運営に、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当健康保険組合では、来年 1 月に被扶養者資格の再確認（以下、「検認」という）を下記の要領で実施いたします。
大切な確認作業ですので、年末のお忙しい中、大変お手数をおかけしますが、「検認」を実施すること及び「検認」の趣旨を、被保険者及び被扶養者の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

【趣旨】：既に被扶養者として認定されている方が、現在も認定基準を満たしているか否かを確認する。

【対象者】：19 歳以上の被扶養者（令和 8 年 3 月 31 日時点）
※認定年月日が令和 7 年 10 月 1 日以降の方を除く

今回の検認では、あらかじめマイナンバーを活用した情報連携により、事前に対象となる被扶養者に関する収入照会を行政機関等に行った結果、以下の条件のいずれかに該当する方が対象となります。

- | |
|--|
| ① 60 歳未満の方 … 年間収入が <u>120 万円以上の方</u>
60 歳以上の方、もしくは、障害厚生年金の受給要件に該当する方 … 年間収入が
<u>170 万円以上の方</u> |
| ② 行政機関等において情報が照会できなかった方 |

【実施時期】：令和 8 年 1 月 26 日「被扶養者確認調書」送付予定
(当組合から事業所へ発送)
※今回は対象者がいる事業所のみ発送となります。

【方 法】：「被扶養者確認調書」に印刷された内容を確認してください。
添付書類が必要な場合がございます（別紙参照）。必要な場合は、大変お手数ですがご用意いただき、「被扶養者確認調書」と一緒に当組合へご提出ください。

裏面へ続く

※提出期限である令和8年2月27日までに書類提出がない方、認定基準を満たしていない方につきましては、令和8年3月1日付で資格を削除させていただきますことを予めご了承ください。

※ご提出いただく書類等は返却いたしません。また、検認の目的以外に使用いたしません。

※「検認」は、事業主・被保険者の皆様から納付していただいた大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図ることと、高齢者医療制度における拠出金等の適正納付の観点から、毎年実施するよう厚生労働省から指導されております。

※当健康保険組合が、マイナンバー（個人番号）を用いて、情報連携業務を活用することは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第一九条に基づき、市町村長・厚生労働大臣・日本年金機構・共済組合等より情報提供を受けることが定められていることを申し添えます。

以上

〈参考〉

健康保険法 施行規則 第五十条（資格確認書の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。